

議第 57 号

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年 12 月の救急車の事故について、職員に対する管理監督責任として市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市長等の給与の特例に関する条例（平成28年下呂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給与を減ずる措置を講ずるため、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号。以下「特別職給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。 （市長の給料の特例） 第2条 （略） 2～7 （略） <u>8 市長の給料月額は、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>平成28年5月1日から令和2年4月17日までの間において</u>、市長、副市長及び教育長の給与を減ずる措置を講ずるため、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号。以下「特別職給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。 （市長の給料の特例） 第2条 （略） 2～7 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年12月の救急車の事故について、職員に対する管理監督責任として市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 市長給与を1月間、10%減額します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)